小型機船底びき網漁業の許可について

令和８年 11 月４日

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第１項の規定及び香川県漁業調整規則（令和２年香川県規則第 61 号）第 11 条第１項の規定に基づき、同法第 57 条第１項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業を認可すべき船舶の数その他の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

１　小型機船底びき網漁業

（１）許可又は起業の認可をすべき船舶の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	船舶の数	漁業を営む者の資格
えびこぎ網漁業	坂出市・綾歌郡・丸亀市・仲多度郡地先海面	１月１日から 12 月 31 日まで	48kW 以下（旧 15 馬力以下）	５トン未満	１	坂出市、与島、宇多津、丸亀市、本島、多度津町、白方、多度津町高見に漁業の根拠地を有する者

（２）許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和８年 11 月４日～同年 11 月 10 日

（３）備考

ア　この公示に係る許可の有効期間は、許可日から令和 10 年３月 31 日までとする。

イ　この公示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

（ア）関係漁業者間の協定を厳守しなければならない。

（イ）えびこぎ網以外の漁具を使用してはならない。（えびこぎ網漁業）

（ウ）石よけを装着した漁具を使用してはならない。（えびこぎ網漁業）

（エ）たこつぼなわ，延なわ漁業者と協定のうえ操業しなければならない。（かきけた網漁業）

（オ）日没から日の出までは操業してはならない。（かきけた網漁業）